

(寄稿)

社会医療法人の制度と税務

< 要 約 >

社会医療法人とは、平成19年4月の医療法改正により新しく創設された医療法人類型です。救急医療やへき地医療、周産期医療など、特に地域で必要な医療の提供を担う公益性の高い医療法人として位置づけられています。それらの救急医療等確保事業は不採算医療にも成りえることから、資金調達手段として医療以外に収益事業を営むことや社会医療法人債の発行が認められています。また、公益性の高い医療法人ということから、社会医療法人のみが行うことが出来る附帯業務があることや、税制面で優遇があります。

社会医療法人は、公益性が高い医療法人ということから税制面で公益法人と同様の優遇措置が設けられています。医療保健業に係る所得については非課税、訪問介護などの附帯業務及び収益事業に係る所得については、一律22%の優遇税率となっています。また、社会医療法人が救急医療等確保事業を行うために有する固定資産については、固定資産税及び不動産取得税が非課税となります。年間数百万円から数千万円の固定資産税を支払っている法人にとっては、大きなキャッシュフロー改善になります。

ただし、社会医療法人の認定要件は、「公益性の担保」と「救急医療等確保事業の実施」の二つの柱をクリアする必要があります。特に「救急医療等確保事業の実施」の要件については、過去3会計年度の実績及び都道府県の医療計画に記載されていることなどが定められているため、高いハードルといえます。

2009年5月28日
Healthcare note
(No.09-15)

寄稿者名：
税理士法人
山田&パートナーズ
医療事業部
税理士 高橋 琴代

編集主幹：
野村ヘルスケア・サポート &
アドバイザリー株式会社
市川 剛志

野村證券株式会社
法人企画部